

室蘭市子育て世代持家住宅促進助成金交付要綱

平成26年 4月 1日策定

平成27年 1月27日改定

平成28年 4月 1日改定

(目的)

第1条 この要綱は、子育て世代が住宅を取得するにあたり、その住宅にかかる固定資産税及び都市計画税に相当する額の一部を助成することに関して必要な事項を定めることにより、子育て世代の定住を促進し、活力あり安心に暮らせる環境づくりに寄与することを目的とする。

(対象住宅)

第2条 対象住宅は、平成26年1月2日から平成29年1月1日までに室蘭市内に取得した次の各号のいずれかに定める住宅とする。ただし、居住の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満の併用住宅は対象外とする。

- (1) 新築住宅
- (2) 新築建売住宅
- (3) 中古住宅

2 前項各号に定めるもののほか、対象住宅の用地を自ら所有する場合は、その住宅用地も対象に含むものとし、前項に定める期間前に取得した住宅用地である場合も、対象に含むことができる。

3 第1項に定める対象住宅の取得日は原則として、不動産の登記事項証明書、固定資産税・都市計画税の土地・家屋課税明細書その他これらに類する書類により確認するものとする。

(助成金の交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自己の居住のために室蘭市内に対象住宅を取得し、併せて対象住宅の所在地に住民登録をした者
- (2) 対象住宅の所在地に住民登録した時点で、同一世帯に対象住宅に同居する18歳以下の子を持つ者若しくは、取得日時点で本人または配偶者が妊娠しており、その取得日以前に母子健康手帳の交付を受けた者
- (3) 市税等の滞納をしていない者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、対象住宅（対象住宅の用地を自ら所有する場合は、その住宅用地も含む。以下同じ。）の居住部分に対して賦課された固定資産税及び都市計画税（室蘭市税条例（昭和25年条例第21号）及び室蘭市都市計画税条例（昭和32年条例第4号）に基づいて、市が対象住宅の所有者に対して課する固定資産税及び都市計画税をいう。以下同じ。）の合計税額の2分の1に相当する額とする。ただし、千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 前項に定める固定資産税及び都市計画税について、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による固定資産税の減額の適用を受ける場合には、適用後の税額とする。
- 3 市長は、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）に対して予算の範囲内において、助成金を交付することができる。

(助成期間)

第5条 助成期間は、対象住宅を取得し、固定資産税及び都市計画税を初めて賦課された年度から3年間とする。

(助成金の交付申請)

第6条 申請者は、固定資産税及び都市計画税を完納後、当該年度の2月末日までに、室蘭市子育て世代持家住宅促進助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長が認める場合にあっては、その一部を省略することができる。

- (1) 固定資産税・都市計画税の土地・家屋課税明細書の写し
- (2) 対象住宅（住宅用地を自ら所有する場合は用地も含む。）の登記事項証明書の写し
- (3) 助成金振込口座の預金通帳等の写し
- (4) 助成金活用実態調査票（様式第2号）
- (5) その他、市長が必要と認めた書類

- 2 助成金の申請は、1住宅につき1人限りとする。
- 3 第3条第1項第2号の規定による妊娠している者またはその配偶者については、第1項各号に定める書類のほか交付年月日記載の母子健康手帳の写し
- 4 第1項の規定による申請は、毎年度行わなければならない。ただし、2年目以降の申請にあっては、第1項第2号、第3号、第4号及び第3項の書類を省略することができる。

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の助成金の交付申請があったときは、これを審査し、交付の可否を決定するとともに、助成金の額を確定し、室蘭市子育て世代持家住宅促進助成金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付時期)

第8条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定をしたときは、すみやかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、申請者が虚偽の申請又はその他不正行為により助成金を受給した場合には、既に支給された助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(書類の整備、保存)

第10条 この要綱に基づき助成金の交付を受けた者は、当該助成金に関する書類を整備し、これを助成金の交付が完了する日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(調査等への協力)

第11条 この要綱に基づき助成金の交付を受けた者は、本事業に係る助成金の執行等に関し、市長が必要な調査等を行うときはこれに協力しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年1月27日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。